

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年（2024年）3月27日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

令和6年度（2024年度）SNS等ウェブ広告を活用した道政広報実施業務

### (2) 業務の目的

SNS等の特性を生かし、道民に広く道政情報を提供し、情報の共有と道民の道政参加の促進を図る。

### (3) 業務の内容

#### ア 実施形態

委託による（プロポーザル方式）

#### イ 委託内容

SNS等ウェブ広告を活用して道政情報を発信するとともに、情報発信後は広告効果を検証すること。

#### (ア) 広告の実施

道が広報したい施策やテーマについて、各回2～3項目程度、施策やテーマに効果的な広告媒体を、単独または複数を組み合わせて、広告を実施すること。

広告の実施に当たっては、道が提供するイラストや写真、資料や受託者が作成した素材等をもとに、広告媒体に使用する媒体に適切な広告用バナーを作成すること。

#### a 使用する媒体

FacebookやX（旧Twitter）、Instagram、Yahoo!及びGoogleのディスプレイ広告など効果的な広告媒体を、単独または複数を組み合わせて使用すること。

#### b 広告の誘導先

道公式ウェブサイト、または道が指定するコンテンツとする。

#### c 出稿回数

年30回程度

#### d 出稿期間

1回につき、1週間～2週間程度。

#### e 目標設定

広告の表示回数の目標値は受託者と協議の上設定するが、より多くの者に到達するよう設定すること。提案に当たっては、活用する媒体毎にクリック数、広告媒体接触数等の目標値を設定すること。

#### (イ) 広告の効果測定

広告の効果（インプレッション数やクリック数、閲覧した人の属性情報等ウェブサイト、SNSのデータ解析）を検証すること。

また、以後の広告の実施の参考となるよう、各回の出稿終了後に効果測定結果（レポート）を提出すること。

(ウ) 成果品

作成した広告用バナー、効果測定結果（レポート）、広告を実施したことが証明できるもの（任意様式）

(4) 履行期限

令和7年（2025年）3月31日

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人、法人以外の団体、コンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有すること。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加表明書の提出及び参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和6年（2024年）4月9日（火）午後5時（必着）

イ 提出方法 持参または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

ウ 提出場所 北海道総合政策部知事室広報広聴課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-204-5110

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

#### 4 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和6年(2024年)4月23日(火)午後5時(必着)

(2) 提出場所 3(1)ウに同じ

(3) 提出方法 持参または郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

(4) その他

期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなす。企画提案者が6者以上の場合には、原則として、事前に企画提案書の書類のみによる一次審査を行った上、5者を選定し、その結果を通知する。

#### 5 企画提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

#### 6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

#### 7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

#### 8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総合政策部知事室広報広聴課

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 連絡先 電話 011-204-5110

#### 9 その他

(1) 公募型プロポーザル方式への参加に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、実施説明書による。